

令和 7 年度第 6 回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 9 月 8 日

場所 東北町北総合運動公園
2 階 会議室

令和7年度第6回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和7年9月8日（月） 午後1時30分

3. 閉会日時 令和7年9月8日（月） 午後2時00分

4. 出席農業委員（12名）

1番	乙 部 繁 作	2番	竹 内 勝 子
3番	沼 尾 京 子	4番	浅 井 弘 志
5番	姥 沢 清 子	6番	小野寺 正八
8番	中 野 一 男	9番	姥 名 修 二
10番	姥 名 獣	13番	甲 地 武 彦
14番	藤 井 久	15番	沼 尾 幸 一

5. 欠席農業委員（3名）

7番	鶴ヶ崎 勝也
11番	久保田 正一
12番	甲 地 俊 隆

6. 出席農地利用最適化推進委員（3名）

漆 玉	岡 山 伴 樹	土 橋	土 井 文 隆
表 町	山 田 昭 二		

7. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

旭 町	姥 名 香 織	小川原 市 川 裕 美
-----	---------	-------------

8. 会議に付した案件

- 報告第15号 農地の転用事実に関する照会について
報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第24号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について

9. 議事録署名委員

10番 蛭名 熊 13番 甲地 武彦

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 甲地徳彦 事務局次長 沢居由香子

11. 書記

事務局次長 沢居由香子

- 次 長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。「こんにちは」着席願います。
只今から、8月29日に招集通知しました第6回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、12名で定足数に達しておりますので総会は成立了しました。
尚、農地利用最適化推進委員3名の出席がございます。
本日 7番鶴ヶ崎勝也委員、11番久保田正一委員、12番甲地俊隆委員より会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 会 長 (会長挨拶省略)
- 次 長 ありがとうございました。
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになりますので、会長より議事進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告2件、議案3件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。
日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について議題とします。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。
(異議なし) の声あり
異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、10番蛇名勲委員、13番甲地武彦委員を指名いたします。
尚、書記には、沢居次長を任命いたします。
日程第2 会期の決定について議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
(異議なし) の声あり

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3 報告第 15 号 農地の転用事実に関する照会について議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1 ページをお開きください。

報告第 15 号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があつたので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。

尚、現地確認は 9 月 1 日（月）に、鶴ヶ崎勝也農業委員と、山田昭二推進委員、事務局職員 2 名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。

2 ページをお開きください。

(受付番号 18 番について、朗読説明省略)

以上、1 件です。

議長 只今、事務局より報告第 15 号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声

質疑なしと認め、報告第 15 号は原案のとおり報告済みといたします。

日程第 4 報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3 ページをお開きください。

報告第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による届出書を受理について、別紙のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4 ページをお開きください。

(受付番号 30 ~ 33 番について、朗読説明省略)

以上、所有権移 4 件です。

議長 只今、事務局より報告第 16 号の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

議長　日程第5　議案22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題といたします。
事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長　5ページをお開きください。
議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。
6ページをお開き下さい。
(受付番号14～15番について、朗読説明省略)
7ページをお開き下さい。
(受付番号1番について、朗読説明省略)
以上、所有権移転2件、地上権の設定1件です。

議長　只今、事務局より議案22号の朗読及び説明がありましたが、質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、議案第22号は原案のとおり許可することに決定しました。
日程第6　議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長　8ページをお開きください。
議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるものです。
9ページをお開き下さい。
(受付番号8番について、朗読説明省略)
以上、賃貸借権1件です。

議長　只今、事務局より議案第23号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われておりますが、鶴ヶ崎委員が欠席のため事務局より現地調査の報告をお願いします。

事務局長　議案第23号の現地確認調査の報告をいたします。

事務局長

9ページから12ページの農地法第5条転用の賃貸借権の設定について、9月1日に鶴ヶ崎勝也農業委員、山田昭二農地利用最適化推進委員及び事務局と現地へ出向き、申請借受人、貸渡人、申請代理人、立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。

申請地は、上北町駅から南東へ約2.4キロメートルの距離にあり、上北町駅から県道水喰上北町停車場線を旭町十字路へ向かい、県道八戸野辺地線を右折し、小川原方面へ向かい、下沼崎十鉄バス停から南へ約38メートル先に位置しており、周囲には10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっております。

転用の目的は、営農型太陽光発電設備設置による一時転用の更新で、営農に関しては長ネギを栽培しております。

現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。

以上、報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。

只今、事務局より、現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案第15号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第24号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成要請について、議題とします。

事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長

12ページをお開きください。

議案第24号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書の要請について、農地中間管理事業として実施することが適当と認められるので、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものです。

13ページをお開きください。

(受付番号20～22番について、朗読説明省略)

14ページをお開きください。

(受付番号23～25番について、朗読説明省略)

15ページをお開きください。

(受付番号2番について、朗読説明省略)

以上、使用賃借7件です。

議長　只今、事務局より議案第24号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、議案第24号は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
第6回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

